

新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の流行に備えた  
検疫待機施設の確保に係る覚書

(基本方針)

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の流行局面において、変異株流行地域から入国及び帰国し検疫所で検査を受け陰性が確認された者（以下「入所者」という。）について、新型コロナウイルス感染症に関する検査待機施設（以下「待機施設」という。）を確保する。

待機施設の確保に当たっては、まずは民間ホテルの活用による対応が前提となるが、不測の事態が発生する場合に備え、各省庁及び独立行政法人が管理する施設の活用について各省庁及び独立行政法人と協議するとともに、協議後、速やかに各省庁及び独立行政法人の施設を開設するため、開設までの手続きについて必要な覚書を締結する。

(開設の手続)

- 第1条 厚生労働省医薬・生活衛生局検疫所業務課長 森田 博通（以下「甲」という。）は、独立行政法人国際協力機構総務部長 鴨志田 尚昭（以下「乙」という。）に対して、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の世界的発生動向と我が国への影響等を踏まえて必要な場合、次条に掲げる物件（以下「宿泊エリア」という。）を待機施設として提供することを要請（以下「提供要請」という。）する。
- 2 甲は、宿泊エリアに研修員等が入居している場合には、乙からの求めに応じ、提供要請前に、近隣の宿泊先確保を含む、乙による組織及び事業運営（研修業務等）の継続を可能とするために必要な措置を講じる。
  - 3 乙は、第1項の提供要請を受けた場合、乙の研修等業務及び災害時等の避難所としての宿泊エリアの貸出の状況等を踏まえ、甲に対して、速やかに、受諾の可否を回答する。
  - 4 乙は、前項の規定により、受諾可能と回答した場合は、その回答した日から、原則として、4日以内に宿泊エリアを甲に引き渡す。なお、乙は、第2項に定める甲による必要な措置を踏まえ、宿泊エリアに入居している研修員等の移動、居室内的清掃等引渡しのために必要な措置を講じるとともに、速やかな引渡しに努める。
  - 5 甲は、待機施設開所に際し、予め地元自治体等への説明を行う。説明にあたり、甲は、乙の協力を求めることが出来る。
  - 6 甲は、宿泊エリアの待機施設としての使用を終了するときは、終了する7日前までに乙に通知し、終了するまでに厚生労働省の責任と負担で宿泊エリアを原状回復の上、乙に返還する。
  - 7 乙は、乙の業務上必要な場合には、宿泊エリアの待機施設としての使用を終了するよう、甲に求めることができる。

(使用物件)

第2条 乙が待機施設として甲に使用させる施設は、後記の建物（及び付帯設備）とする。

- (1) 所在地 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
- (2) 名称 独立行政法人国際協力機構 関西センター宿泊エリア

(費用負担等)

- 第3条 第1条第2項に規定する待機施設の引渡し前の準備及び原状回復に要する費用、並びに待機施設の使用期間中の乙による組織及び事業運営（研修業務等）の継続を可能とするために必要な措置に要する費用を含め、待機施設としての開設及び使用に伴い発生する必要な費用は、甲乙協議の上、厚生労働省が負担する。
- 2 前項の費用負担の詳細及び役割分担その他待機施設開設にあたって必要な事項については、甲乙協議の上、別途、協定書を締結する。

(損害補償等)

- 第4条 甲又は入所者が故意又は過失により、乙若しくは待機施設又は第三者に損害を与えた場合は、甲が損害回復の責任を負うものとする。
- 2 待機施設で発生した入所者の死傷等の事故については、乙に故意又は重過失がない限り、甲がその責任を負うものとし、補償が必要となる場合には、厚生労働省がその負担をする。

(秘密保持)

- 第5条 甲又は乙は、待機施設の開設及び使用にあたって、知り得たそれぞれの秘密情報（以下「秘密情報」という。）について、待機施設開設及び使用に必要な範囲を超えて利用し、甲又は乙による事前の同意なく、第三者に提供してはならない。なお、原則として個人情報は相互に提供しないこととするが、提供の必要が生じた場合には、別途その取扱いについて協議する。
- 2 甲又は乙は、秘密情報が不要になった場合又は待機施設使用期間終了時には、速やかに甲又は乙に秘密情報等を返却又は廃棄しなければならない。本覚書の終了時も同様とする。
- 3 甲又は乙は、秘密情報の漏洩等が発生し、またそのおそれがある場合には、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講じるとともに、速やかに甲又は乙に報告しなければならない。

(覚書の有効期間)

- 第6条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和6年3月31日までとする。

(その他)

- 第7条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じた事項については、都度、甲乙協議の上定める。
- また、令和6年4月1日以降の取り扱いについては、甲乙協議の上有効期間終了までに決定する。

甲と乙とは、本覚書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、その1通を保管する。

令和5年5月25日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
検疫所業務課長 森田 博通



乙 東京都千代田区二番町5-25  
独立行政法人国際協力機構  
総務部長 鴨志田 尚

